

令和2年5月7日

町内認可保育施設入所児童 保護者各位

利府町子ども支援課

「緊急事態宣言」期限延長に伴う利府町認可保育施設の対応について（依頼）

本町の保育行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る登園自粛に御協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

令和2年5月4日に政府から「緊急事態宣言」の期限延長が発令されました。保育施設につきましては、感染の予防に留意した上で、これまで通り原則開所としますが、御家庭で保育が可能な方には引き続き、御自宅での保育（登園自粛）の御協力をお願いします。

保護者の皆様には、個々の御事情があるかと存じますが、御理解の上、御協力をお願いします。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年4月18日（土）から同年5月31日（日）まで

※ 緊急事態宣言の期限が再延長された場合は、自粛要請期間を延長する場合があります。

2 依頼内容

① 御家庭で保育が可能な方は登園を控えてください。

（例）仕事をお休みできる方、自宅等でお子さんを見ながら仕事ができる方、職場の協力が得られる方、求職活動中の方、産休、育休を取得されている方等（保育が必要な日はお預かりします。）

② 仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えなど預かり時間を短縮してください。

3 保育料の減免

上記登園自粛要請期間に登園を自粛していただいた日数分の保育料は、日割り還付を実施します。還付金額及び還付日等については、別途お知らせ

※ 裏面もご覧ください。

せします（登園自肅要請期間分をまとめて6月中に還付予定です）。

※ 自肅要請期間の給食費の減免はありません。

<計算式>

4月及び5月分月額保育料×（各月開所日数－各月欠席日数（※））÷25

※ 1か月ごとに自肅要請期間の範囲内で登園しない日を全て減免対象とします（開所日のうち普段登園をしていない曜日や、期間中の体調不良等による欠席も上記欠席日数に含めます）。

4 その他

- ・お子さんや御家族の健康状況を把握し、健康管理への配慮をお願いします。
- ・登園自肅中にお子さんまたは御家族が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、速やかに保育所（園）に御連絡願います。
- ・今後の感染症の状況等の変化に伴い、対応を変更する場合には、改めてお知らせします。

担 当：子ども支援班

TEL：022-767-2196

FAX：022-767-2108

メールアドレス：kodomoshien@rifu-cho.com